

第1章. 特定事業計画策定にあたって

1. 基本構想策定の背景と経過

市では、交通バリアフリー法に基づき、平成17年8月に旧基本構想を策定しました。旧基本構想では、日野駅、豊田駅、高幡不動駅、百草園駅周辺の4地区を重点整備地区と位置づけ、地区内の特に重要な経路や駅施設などを平成22年までに最優先でバリアフリー化整備を実施しました。

旧基本構想の特定事業に対する各事業者の積極的な取り組みにより、平成22年度末現在の特定経路の整備率は約90%、駅エレベーターの整備率は100%となっており、一定程度のバリアフリー化を達成することができました。

一方、平成18年6月に交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充したバリアフリー新法が制定され、高齢者、障害者などが自立して日常生活や社会生活を送ることができる社会基盤の整備が求められています。

また、市では、市民だれもが自らの意思で、あらゆる活動に自由に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的に、平成21年4月にUD推進条例を施行しました。

よって、多様化するニーズと心のバリアフリー（※）の必要性、旧基本構想の前期整備期間である平成22年が終わったことなどを受け、平成24年6月に旧基本構想の理念を継承した第二次日野市バリアフリー基本構想を策定しました。

※) 一人ひとりが、高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識すること。

2. 特定事業計画策定の趣旨

特定事業計画は、基本構想に定められた特定事業の推進を図るため、バリアフリー新法に基づいて、実施する事業の内容や予定期間等を示す具体的な計画を定めるものです。

市では、各特定事業間の整合性を確保し効果的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図るため、各事業者と協議・調整の上、特定事業計画を策定しました。

3. 特定事業計画で定める事項

特定事業計画では、バリアフリー新法に基づき、次に掲げる事項を定めます。

- ① 特定事業を実施する施設等
- ② 特定事業の内容及び実施予定期間
- ③ 事業の実施に際し配慮すべき重要事項